

障害福祉DBデータに関する利用規約

令和 8 年 8 月 24 日
こども家庭庁
厚生労働省

(総則)

- 第 1 条 本規約は、障害福祉DBデータの提供申出者、当該申出に係る障害福祉DBデータの提供を受けた者（以下「利用者」という。）及び当該申出に係る障害福祉DBデータを取り扱う全ての者（以下「取扱者」という。）と、厚生労働大臣若しくはこども家庭庁長官、又はその両者（以下「主務大臣」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）の内容を定めるものである。
- 2 本契約は、主務大臣が発出する承諾通知に基づき、提供申出者が障害福祉DBデータの利用に関する依頼書（以下「依頼書」という。）及び取扱者が本規約を遵守することなどを内容とした障害福祉DBデータの利用に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を主務大臣に提出したときに成立する。
- 3 障害福祉DBデータを提供するために必要な一切の手段については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児童福祉法施行規則」という。）、匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベース（障害福祉DB）の提供に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）、本規約、提供申出書（申出書、依頼書及びそれらに付随する書類をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、主務大臣がその責任において定める。
- 4 利用者及び取扱者並びに主務大臣は、本規約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行する。本規約に定めのない事項については、ガイドラインに基づくものとする。
- 5 本契約の履行に関して提供申出者、利用者及び取扱者並びに主務大臣で用いる言語は、日本語とする。本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 本契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(障害福祉DBデータの提供及び利用)

- 第 2 条 厚生労働省若しくはこども家庭庁、又はその両方（以下「提供者」という。）は、本契約の成立後、本契約及びガイドラインに基づき、提供申出者に対し、障害福祉DBデータを提供する。
- 2 提供者は、何らかの理由により、前項に基づく障害福祉DBデータの提供が遅延する場合には、その旨及びその理由を提供申出者に対して通知するものとする。
- 3 提供者が提供する障害福祉DBデータは、その情報の選択及び体系的な構成を提供者が自ら決定するものであり、提供する障害福祉DBデータがデータベースの著作物として保護を受ける場合、その著作権は、提供者が保有し、行使するものとする。
- 4 提供申出者に提供される障害福祉DBデータは、提供申出書に記載された取扱者の範囲に限り、当該者が、利用することができる。
- 5 利用者及び取扱者は、本契約、誓約書、提供申出書及びガイドラインに従ってこれを利用するものとする。
- 6 利用者及び取扱者は、提供者が障害福祉DBデータの利用の停止を含め、提供した障害福祉DBデータに関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

(管理)

- 第 3 条 利用者及び取扱者は、提供を受けた障害福祉DBデータを消去するまでの間又は提供者に返却するまでの間、提供申出書に記載した又は提供者により指示を受けた管理方法に基づき適正に管理するものとする。
- 2 障害福祉DBデータを媒体で受領した場合、提供を受けた障害福祉DBデータについて、当該データを別の記憶装置に複製・保存する行為は 1 回に限定する。別の記憶装置に保存された当該ファイルも、提供を受けた障害福祉DBデータとして扱うものとする。

(利用の制限)

第4条 提供申出者及び取扱者は、次の各号に掲げるいずれにも該当しないこと。

- 一 障害者総合支援法、児童福祉法、統計法、個人情報の保護に関する法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者
 - 二 障害福祉・他の公的データ等の利用に関する関係法令、統計法に基づくデータ利用の契約に違反し、データ提供禁止等の措置が講じられている者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - 四 法人等であって、その役員のうちに上記一から三のいずれかに該当する者がある者
 - 五 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - 六 その他、障害福祉・他の公的データ等を利用して不適切な行為をしたことがある等で利用者になることが不適切であると提供者が認めた者
- 2 提供申出者及び取扱者（第一号においては、取扱者であった者を含む。）は、障害福祉DBデータの利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。
- 一 障害福祉DBデータを利用する際は、提供申出書に記載した範囲内での利用に限定し、提供申出書に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法による利用は行わないこと。
 - 二 障害者総合支援法、障害者総合支援法施行規則、児童福祉法及び児童福祉法施行規則において定めがある場合を除き、障害福祉DBデータと他の情報を照合しないこと。
 - 三 提供者が特に認める場合を除き、障害福祉DBデータを用いて、障害福祉サービス事業所等を識別することを内容とした研究を行わないこと。
 - 四 障害福祉DBデータの提供申出に対する承諾通知書において、提供者が障害福祉DBデータの利用に当たり付加した条件がある場合には、当該条件を遵守すること。
 - 五 障害福祉DBデータの提供は、本契約の有効期間中であっても、提供者の判断でその運用を停止し、提供した障害福祉DBデータの利用の停止及び返還を求めることがあり得ること。

(作業の外部委託)

第5条 利用者は、障害福祉DBデータを用いた学術研究等を外部に委託することができる。ただし、研究を外部委託する場合は、委託先も提供申出者とし、委託先機関との間で交わされた秘密保持・守秘義務の契約書の写しを提出すること、委託を受けた者が取扱者として、誓約書を提供者に提出することを条件とし、委託者は、当該受託した者を十分監督し、作業終了後は速やかに障害福祉DBデータの返却並びに複製データ、中間生成物及び最終生成物（以下、障害福祉DBデータとその複製データ、中間生成物及び最終生成物を総称して「障害福祉DBデータ等」という。）の消去をしなければならない。

(欠陥及び障害等)

- 第6条 利用者は、障害福祉DBデータの提供媒体を受領後、速やかにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、遅滞なく提供者に申し出るものとする。
- 2 前項の場合において、利用者は障害福祉DBデータの受領後14日以内に、提供者に対して提供媒体の交換を要求できるものとする。その際、利用者は、提供者に当該データを返却することとし、提供者は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。
 - 3 第1項の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却に係る費用及び提供者からの再送付の費用は提供者が負担するものとする。なお、その障害が利用者の媒体の取扱い時に生じた傷など、利用者の帰責事由による場合は、当該費用は利用者が負担するものとする。

(提供申出書等の変更)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる提供申出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに職名等変更届出書を提供者に提出するものとする。

- 一 取扱者の人事異動に伴い、同一提供申出者内の所属部署・連絡先又は姓に変更が生じた場合
- 二 利用者・取扱者を除外する場合
- 三 成果の公表形式を変更する場合（ただし、公表先の変更又は公表予定時期の変更に限られる場合を除く）
- 四 利用期間の延長を希望する時点で解析が終了し、具体的な公表見込みが立っている（査読の結果待ち等）場合
- 五 提供者が行う実地監査の指摘に基づき利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- 六 その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような軽微な修正を行う場合

2 利用者は、提供申出書の内容を変更する必要があるとき（1項及び次条第3項ただし書に規定する手続きの対象となる場合を除く。）は、変更申出書及び変更内容に応じて必要となる書式を窓口からの案内に従い提出する。提供者は、専門委員会の審査を経た上で、承諾通知書又は不承諾通知書を提供申出者に通知する。当該変更をする場合にあっては、利用者は、提供者から当該変更に対する承諾の通知がない限り、当該変更に基づく障害福祉DBデータの利用を行ってはならない。利用者は、提供者より不承諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

(利用期間)

第8条 利用者及び取扱者は、障害福祉DBデータを提供申出書に記載した期間内にのみ利用できるものとする。なお、利用期間は24か月間を限度とする。

- 2 前項の場合において、期限を超えて障害福祉DBデータを利用する必要があるが生じた場合（研究計画の変更などによるものであり、第7条1項の四に該当する場合を除く。）は、利用者は、利用期間終了前の審査会の事前相談締め切りまでに変更申出を行う旨を申し出ること。
- 3 提供者は、当該依頼を受けた場合にあっては、利用期間の延長理由等を考慮し必要に応じて当該依頼を認めることとする。ただし、利用者が利用期間の延長を希望する時点で、障害福祉DBデータを利用して行った研究や業務の成果の公表に係る手続きが進行中（論文執筆中や査読の結果待ち等）の場合には、延長が必要な理由及び希望する延長期間を記載した職名等変更届出書に、当該手続き中であることが確認できる書類を添えて提供者に提出することにより代えることができるものとする。なお、査読の手続き中に当初の提供申出内容に照らして障害福祉DBデータを利用して行った研究や業務の成果の公表内容に大きな変更を必要とするような大幅な研究の修正が生じる場合には、利用者は、ガイドライン第5の5（2）により変更申出書による申出を行うこととする。
- 4 障害福祉DBデータの利用期間を超過した場合（利用者があらかじめ障害福祉DBデータの利用期間の延長の申出を行い、提供者が承諾しなかった場合を含む。）、提供者は利用者に対し速やかに当該障害福祉DBデータの返却並びに障害福祉DBデータ等の消去を求めるものとする。
- 5 本契約は、利用期間が存続する限り、有効とする。

(実地監査等)

第9条 提供者は、障害福祉DBデータの利用環境について利用者及び取扱者に対して実地監査を行い、利用者及び取扱者の業務時間内において事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求めることができる。

- 2 前項の実地監査を行う場合、提供者は、必要に応じてその職員及び提供者が適切と認めた者を利用者及び取扱者が利用する障害福祉DBデータの利用場所及び保管場所に派遣し、障害福祉DBデータの利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとし、利用者及び取扱者は、これに応じるものとする。
- 3 第1項の実地監査を行う場合、提供者は、検査を行う旨を必要に応じて事前に利用者に通知するものとする。
- 4 利用者は、延長等により障害福祉DBデータの利用期間が24か月間を超える場合には、障害福祉DBデータの利用開始後2年を目途として、データ措置兼管理状況報告書を提出する。ただし、提供者が利用者に管理状況の報告を求めた場合、利用者は、随時対応することとし、当該求めのあった日から1週間以内にデータ措置兼管理状況報告書を提出するものとする。

(障害福祉DBデータの紛失・漏洩等)

第10条 利用者及び取扱者は、障害福祉DBデータを紛失した場合、情報が漏洩していることが判明した場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに提供者へその内容及び原因を報告し、提供者の指示に従うものとする。

- 2 前項の紛失の原因が災害又は事故等の不可抗力により利用者及び取扱者の責めに帰することができない事由である場合において、利用者が再度障害福祉DBデータの提供を希望する場合は、提供者と協議の上、必要な手続き等を行うものとする。

(利用者及び取扱者の保証等)

第11条 利用者及び取扱者は、提供申出書、データ措置兼管理状況報告書、その他障害福祉DBデータの提供に関して提供者に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証する。

- 2 利用者及び取扱者は、前項の提供者に対して提出した書類、その他提供者に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証する。
- 3 利用者及び取扱者は、本契約に定める手続きを経ることなく、提供申出書に記載された事項を変更しないことを約する。

(提供した障害福祉DBデータの処理)

第12条 利用者は、障害福祉DBデータの利用終了後（提供申出書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、ハードディスク、紙媒体等に保存された障害福祉DBデータ等を消去し、データ措置兼管理状況報告書を添えて、障害福祉DBデータを提供者へ指定の手続きに従って返却する。

- 2 利用者は、提供申出書に記載した成果の公表前に、成果物について提供者へ報告し確認を求める。また、成果物の公表後3か月以内に、利用実績報告書により提供者へ利用実績を報告する。
- 3 利用期間終了前に提供者が障害福祉DBデータの返却又は消去を請求したとき（取扱者による本契約の違反又は提供者の判断による障害福祉DBデータの提供の停止の場合を含む。）は、前項に定める返却又は消去の手続きに従うこととする。
- 4 利用者は、やむを得ない事情により障害福祉DBデータを利用する研究や業務の達成が困難となった場合は、速やかに利用実績報告書に当該理由を記載して報告するとともに、データ措置兼管理状況報告書を添えて、障害福祉DBデータを返却並びに障害福祉DBデータ等を消去する。

(成果の公表)

第13条 利用者及び取扱者は、障害福祉DBデータを利用して行った研究や業務の成果を、提供申出書に記載した予定時期までに公表することとする。

- 2 利用者は、前項の公表にあたっては、ガイドラインに基づき対応することとする。
- 3 第1項の公表に際して、利用者は、障害福祉DBデータを基に独自に作成・加工した資料等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。
- 4 利用者は、提供申出書に記載した予定時期までに障害福祉DBデータを利用して行った研究や業務の成果を公表できない場合は、提供者に変更申出書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、提供申出書に記載した公表時期を延長できるものとする。

(解除)

第14条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、利用者及び取扱者に対する通知により、本契約を解除することができる。

- 一 本契約に基づく保証の違反を含め、本契約に違反し、提供者が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、又は提供者において是正が不可能と判断したとき。
- 二 利用者又は取扱者の障害福祉DBデータの取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると提供者が判断したとき。
- 三 提供申出書に記載された学術研究等の目的が達成できる見込みがないと提供者が判断したとき。
- 四 利用者が提供者に対し、提供申出書の記載事項の変更の申出を行い、提供者において、審査の結果、これを不承諾としたとき。
- 五 利用者又は取扱者による本契約の重大な違反その他の事由により、障害福祉DBデータの利用を行うことが不適切であると提供者が判断したとき。

(契約に違反した場合の措置)

第15条 提供者は、利用者若しくは取扱者が本契約に違反し（手数料を納付期限までに納付せず障害者総合支援法施行規則第68条の3の12第2項及び児童福祉法施行規則第36条の30の6の12第2項に違反することにより本規約第1条第4項に違反することを含む。）、又は本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、利用の停止を行い、本契約の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができる。また、利用者及び取扱者は、本契約の終了後であっても、以下の措置が適用されることに同意する。

- 一 障害福祉DBデータ等の速やかな消去を行わせること。
 - 二 別表の各号の要件に応じて、一定の期間又は期間を定めずに、障害福祉DBデータ等の利用を停止すること。
 - 三 障害福祉DBデータの提供の申出を受け付けないこと。
 - 四 障害福祉DBデータを利用して行った研究や業務の成果の公表を行わせないこととする。
 - 五 氏名を公表すること。
- 2 利用者及び取扱者は、本契約に違反して障害福祉DBデータの利用を行うことにより利益を得た場合には、提供者の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、提供者の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約金として納付する。
- 3 利用者及び取扱者が前項の違約金を提供者の指定する期間内に支払わないときは、当該利用者及び取扱者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払う。

(提供者の免責等)

第16条 利用者は、本契約が締結された場合であっても、提供申出に係る障害福祉DBデータの提供が遅れること、これを提供しないこと、又は一旦提供した場合であっても、その返却を求める場合があるとともに、これらにつき、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないことをあらかじめ了承することとする。

- 2 利用者及び取扱者は、障害福祉DBデータが障害福祉サービス等報酬の請求のために作成されているものであり、必ずしも学術研究等のための利用を考慮に入れたものでないことを了解した上で、障害福祉DBデータを利用するものとする。
- 3 提供者は、障害福祉DBの性質上、内容につき、何らの保証がないものであることを利用者及び取扱者は了承するものとし、利用者及び取扱者が障害福祉DBデータを利用したことにより、何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、提供者は利用者及び取扱者に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者及び取扱者が障害福祉DBデータを用いて作成した資料等に関して、利用者及び取扱者と第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、提供者は一切の責任を負わないものとする。
- 5 本規約に違反した障害福祉DBデータの利用により権利を侵害された第三者から提供者に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、提供者は当該賠償額相当について利用者及び取扱者へ求償することができる。

(契約終了後の措置)

第17条 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も効果の存続が予定されている条項は、その文言に従って効力を有するものとする。

(その他)

第18条 提供申出者、利用者及び取扱者並びに提供者は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

附則 この規約は令和8年8月24日から施行する。

別表

	措置要件	措置内容
①	特定の個人を識別するために、障害者総合支援法施行規則第68条の3の5及び児童福祉法施行規則第36条の30の6の5に基づく基準に従い削除された記述等若しくは障害福祉DBデータの作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該障害福祉DBデータを他の情報と照合を行った場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
②	利用期間の最終日までに障害福祉DBデータの返却並びに障害福祉DBデータ等の消去（以下「返却等」という。）を行わない場合	消去等を行う日までの間及び消去等を行った日から消去等を遅延した期間に相当する日数の間、障害福祉DBデータの提供禁止
③	障害福祉DBデータを提供申出書の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用すること等により、セキュリティ上の危険に曝した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
④	障害福祉DBデータ又は利用端末を紛失した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑤	障害福祉DBデータの内容を漏洩した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止
⑥	事前に承諾された目的以外への利用を行った場合（事前に承諾された公表形式以外での成果物の公表を行った場合及び提供申出書や別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施した場合を含む。）	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止 ※当該不適切利用により、利用者、取扱者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用者及び取扱者はその利益相当額を国に支払うことを約する。
⑦	公表前確認で承認を得ずに障害福祉DBデータを取扱者以外に閲覧させた場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑧	その他、本規約に違反した場合又は法令違反等の国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為の態様によって上記①から⑦に準じた措置